

令和6年第5回農業委員会議事録

令和6年5月27日

下妻市農業委員会

令和6年第5回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年5月27日（月） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第6号 現況証明書の交付決定について

4. 報 告

第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

9番 飯島 晴彦

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

出席職員次のおり

局長 塚越 剛

局長補佐 杉田 由里子

局長補佐 磯 和洋

係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第5回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は3番 結束 乾一 君、4番 野村 操 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、10件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、2筆、畑、合計513㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、720㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、堀籠地内、4筆、田、合計1,206㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、堀籠地内、畑、1,673㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、堀籠地内、畑、1,838㎡、申請理由は、耕作地の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、下妻地内、畑、123㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、高道祖地内、畑、258㎡、申請理由は、自宅に近い申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、平方地内、田、1,293㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農

者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、大木地内、畑、671㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願います。

処理番号10号、申請地、江地内、4筆、畑、合計1,161㎡、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:吉川委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻保育園から東へ約250mにあり、休耕でしたが、現状は竹が生えていました。5月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:鶴見委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から南へ約850mにあり、果樹の作付けがされていました。5月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号:栗原委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから北西へ約350mにあり、樹木、雑草が生えていました。5月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 4 号:栗原委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから北西へ約 200m にあり、樹木、雑草が生えていました。5 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号:栗原委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、弘徳保育園から北東へ約 650m にあり、水稻の作付けがされていました。5 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号:稲川委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から南西へ約 200m にあり、一部野菜、他は除草剤の散布跡があり、きれいに管理されていました。5 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号:塚田委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから西へ約 550m にあり、休耕で、雑草が繁茂していました。5 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 1 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 1.5km にあり、水稻の作付けがされていました。5 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から北西へ約 900m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 2km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号 3 号・4 号について、議案書に市内拠点からの距離とありますが、例えば作業場が拠点であつて、そこからの距離なのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(富張陽子君)

塚田会長職務代理者のご質疑にお答えいたします。処理番号 3 号・4 号につきまして、市内拠点として、譲受人の作業場が市内五箇地内にございまして、また、五箇地内で、一筆、耕作もされております。議案書には、作業場からの、距離が 8.3 km ということで表示しております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

処理番号3号・4号について、農業経営の拡大ということで、譲受人である法人が土地を取得しておりますが、実際に耕作者は誰なのか、何を作付けするのか伺います。

事務局(富張陽子君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えします。譲受人である法人は、中国の方が代表となっております、ネギを作付け予定でございます。実際に耕作するのは、その法人で雇っている外国人の方がメインになると思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。野村委員。

野村委員

処理番号3号・4号について、議案書に従農者が1人ということになってますが、雇っている従業員というのは従農者には含まれないのでしょうか。

事務局(富張陽子君)

野村委員のご質疑にお答えします。実際に耕作する方は、何十人と名簿をいただいておりますが、従農者数は代表として1ということで、表記させていただきました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、よろしいですか。

野村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回14件の申請であります。ご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

これら14件の申請は、令和4年12月26日に開催された、令和4年第12回農業委員会総会において申請のとおり処分した、営農型太陽光発電設備の下部の農地における耕作者の使用貸借権につきまして、当初許可を受けた借人である耕作者の都合により、合意解約がされたことから、今般新たな借人の耕作者に対し、使用貸借権を設定し、営農を行うものです。

なお、許可期間については、許可を受けた営農型太陽光発電設備である支柱の一時転用期間と同一にするものと規定されていることから、議案書に記載のとおり、令和14年12月25日までとなっております。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、1,241 m²、申請理由は、営農型太陽光発電の下部農地の耕作で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、前河原地内、田、631 m²、

処理番号3号、申請地、前河原地内、2筆、田、合計1,465 m²、

処理番号4号、申請地、前河原地内、田、737 m²、

6ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、前河原地内、田、1,516 m²、

処理番号6号、申請地、前河原地内、田、1,301 m²、

処理番号7号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、2,504 m²、

処理番号8号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,496 m²、

7ページをご覧ください。

処理番号9号、申請地、前河原地内、田、585 m²、

処理番号10号、申請地、前河原地内、田、846 m²、

処理番号11号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,636 m²、

処理番号12号、申請地、前河原地内、登記、田、現況、畑、1,604 m²、

8ページをお開き願います。

処理番号13号、申請地、前河原地内、田、1,373 m²、

処理番号14号、申請地、前河原地内、田、661 m²、

処理番号 2 号から 14 号の内容につきましても、処理番号 1 号と同様の目的で申請されたものです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1～14 号: 鶴見委員(代理報告) 一括報告

議案第 2 号 処理番号 1 号から 14 号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約 400m または砂沼広域公園野球場から西へ約 600m 圏内にあり、営農型太陽光発電設備が設置されており、一部草刈りがされ、一部除草剤散布の跡があり、一部雑草が繁茂していました。5 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には電話にて行い、貸人には電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

農地を耕作するためとありますが、何を作付けするのでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、願います。

事務局(富張陽子君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えいたします。作付け予定は、アセビとブルーベリーということになっております。食べるものとして出荷したり、お花として出荷したりするわけではなく、市場に枝物として出荷すると伺っております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありますか。稲川委員。

稲川委員

先ほどの議案第1号処理番号3号・4号の件は、下妻市に拠点があるということでしたが、こちらは通作距離が112kmとすごく遠いのですが、やはり近くに支店のようなものがあって、きちんと管理をしてくださるかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

稲川委員のご質疑にお答えします。こちらの借人は、下妻市に拠点はございません。こちらの営農型太陽光発電設備の下部の農地に作付する作物にあつては、頻繁に手入れや管理が必要とならないもので、遠距離であっても耕作及び管理が可能ということで伺っております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

稲川委員、よろしいですか。

稲川委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、坂井地内、2筆、田、合計621㎡、申請理由は、既存の農機具置場が手狭であることから、申請地に農機具置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は9ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:栗原委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大宝公民館から南東へ約900mにあり、小麦の作付けがされておりました。5月22日、地区委員2名、事務局職員磯補佐・富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農機具置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10 ページ並びに、参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 6 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、高道祖地内、畑、1,189 m²、申請理由は、既存事業所の移転に伴い、来客用及び従業員用駐車場が不足するため、駐車場を設けたく申請するものでございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、本宗道地内、畑、567 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、高道祖地内、畑、11 m²、申請理由は、子の自己住宅の建築に伴い、進入路を設けたく申請するものでございます。

11 ページ並びに、参考資料の 9 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、前河原地内、畑、2,328 m²、申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場が不足するため、資材置場を設けたく申請するものでございます。

参考資料の 11 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、下栗地内、畑、487 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 13 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、下宮地内、2 筆、登記、畑、現況畑及び宅地、合計 511 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 10 ページ、参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事に伴う下妻市の法定外公共物使用・工事許可が申請済みとなっております。また、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認、法定外公共物使用・工事許可及び道路工事施工承認が申請済みとなっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の 500 m²を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積 567 m²となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

ここで、参考資料の訂正がございます。7ページ、処理番号3号の付近状況図において6戸連担の表示が漏れておりましたので、お詫びして訂正いたします。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は11ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置工事に伴う下妻市の法定外公共物使用・工事許可が申請済みとなっております。また、大井口土地改良区の施設使用承認が承認済みとなっております。

なお、本申請は自己住宅基準面積の500㎡を超えておりますが、申請面積の内、87㎡は進入路敷地であることから、申請面積511㎡となっておりますことを申し添えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:笠島委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約1.3kmにあり、耕運され、きれいに管理されておりました。5月22日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号 2 号:飯村委員

議案第 4 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、宗道小学校から北東へ約 150m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 21 日、地区委員 3 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号:塚田委員

議案第 4 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、西原保育園から南西へ約 300m にあり、すでに農耕者の駐車スペースとして利用されており、その内容は始末書で確認しました。5 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅への進入路へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 4 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から北西へ約 800m にあり、休耕でしたが、一部刈り取り、残りは耕作されておらず雑草が繁茂していました。5 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐・富張係長・綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号:飯村委員

議案第 4 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから東へ約 300m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。5 月 21 日、地区委員 3 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号:中山委員

議案第 4 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから西へ約 50m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。また、一部はすでに農業用施設として利用されていました。5 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長・堤主事と現地調査を行いました。申請

人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人には自宅訪問及び会社訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、申請地の一部を事業計画変更の上、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

処理番号4号について、参考資料の9、10ページで碎石敷きとし雨水は自然浸透とあるのですが、資材置場の場合は、排水設備は必要ないのですか。

事務局(富張陽子君)

飯村委員のご質疑にお答えいたします。資材置場は、雨水に関しては自然浸透となりますので、排水の施設は特に必要ないということになります。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

12ページ並びに、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、山尻地内、畑、295 ㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたします。

事務局(磯和洋君)

議案書は 12 ページ、参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 5 号)

処理番号 1 号:草間委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約 750m にあり、野菜の作付けがされておりました。5 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長・堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

13 ページをご覧ください。

議案第 6 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。

ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、下妻地内、田、2,190 m²、現況が原野であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 6 号)

処理番号 1 号:稲川委員

議案第 6 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、下妻郵便局から西へ約 50m にあり、原野化していました。5 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐・綿貫主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

14 ページをお開き願います。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、14 ページから 17 ページまで、16 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和 6 年第 5 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後 14 時 33 分)

議 長 齋 藤 孝 夫 _____

署名委員 結 束 乾 一 _____

署名委員 野 村 操 _____